時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商况物價の記事あり

時事新報

第三千三百八十四號　土曜日
明治廿五年七月二日
舊暦壬辰六月九日（乙未）
日出午前四時三十分　日入午後六時五十九分
月出午前十一時五十三分　月入午後十一時四十八分
滿潮午前十一時四十一分　午後十一時四分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商况物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社になるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政海の前途甚だ多望なり

昨今閣邊の雲行は何となく穩ならずして何れ多少の變動は免れざるが如し現内閣員の決心固くして愈よ第二流政客の新舞臺を見るか又は黑幕老政客の勢力強くして第一流と第二流との相持と爲るか其邊の事情は我輩の知らざる所にして實際の成行に徵するの外なしと雖も抑も從來政府部内に行はるゝ更迭の跡を見るに所謂廻持の例にして何時も新奇の觀はなけれども其間に於て特に注目す可きは更迭の度ごとに常に一二の新元素を混ずるの一事なり即ち從來の例によれば岩村通俊氏の如き芳川顯正氏の如き又陸奥宗光氏の如き何れも新元素として内閣に入りたる人にして今回の更迭談に就ても白根渡邊の兩氏が次官より大臣の地位に昇進す可しと云ひ又井上毅氏なども候補者として數へらるゝが如き内部の事情は兎も角も内閣の組織に常に新元素を混ずるの必要あるを見る可くして後進の政客に取りて政海の今後は愈よ多望なりと云はざるを得ず蓋し從來の更迭は政府の部内にのみ行はるゝが故に新元素として入閣するものも自から其部内の後進輩に止まりたれども既に新元素を入るゝの必要ありとすれば今後更迭ある毎に益す其必要を感ずるは必然にして次第に其範圍を擴むるときは勢ひ在野の後進にも及ばざるを得ず如何となれば政治上の地位は必ずしも在朝在野の別に由りて定まるものに非ず今日までの處にては在朝の政客には元勳功勞の人多きが故に自から一種特別の地位を占むれども今後次第に新元素を入るゝの必要を生じて今の次官以下局長などの邊に在るものが次第に昇進して政海最上の地位を占むる其場合に至れば名望ある在野の政客に對して權衡を得ざるの恐れあればなり然かのみならず責任内閣の説は今日に於ては實行の難きのみか假令ひ強いて之を行ふも唯その弊を見るのみにして絶へて利する所なきみとならんなれども今後次第に年月を經るに隨ひ自然に實行を見るの時機あるや疑ふ可らず或は責任内閣は我國制に於て斷じて行ふ可らずとの説もあれども其説は兎も角もとして國會開設以來政治上一般の大勢を案ずるに其成行は何れかと云へば寧ろ責任内閣に近づきつゝあるの事實は明白にして何人も打消すみとを得べからず左れば我政治上の未來の運命は責任内閣に外ならずとして扨その運命の到着も甚だ遠からずと覺悟すれば今の野に在る後進政客の未來は實に多望にして前途春海の如き思ひある可きに然るに目下その人々の擧動を見れば何分にも輕卒にして恰も自から弄ぶの觀あるが如き我輩の解するみと能はざる所なり抑も政治上に地位を得て政府の大權をも握らんとするには一般の信用を得るより先なるはなし信用を得るとは人に頼母しく思はるゝみとにして平生の言論常に實を離れずして漫に輕擧暴動せざる其代りに一旦かうと決心したる以上は飽くまでも其意見を押通すの覺悟ありてみそ人も頼母しく思ひ斯る人なれば事を托しても安心なりとの考を生ずるみとなれども今の政客の擧動は動もすれば然らずして實際に行ふ可らざるを知りながら徒に紛々擾々たる其有樣は最初より一定の見込あるものと思はれず酷に之を評するときは恰も自暴自棄、物に狂するが如くにして一般の信用尙ほ難しと云はざるを得ず蓋し人情の常として前途の望全く絶ゆるときは自暴自棄して自から運命を弄ぶもののなきに非ず即ち商賣人が失敗に失敗を重ね百計々盡きて如何ともするなく成敗を一擧に賭せんとて大に投機を試み又は難病に罹りたる病人が到底回復の望なしとて酒色の慾を恣にして自から生命を縮むるが如きものにして斯る境遇に際しては俗に云ふ燒けとなりて自暴自棄を働くの例も少なからざれども今日の政治社會は前述の如き次第にして後進の政客の爲めには前途甚だ多望なれば苟も其成行を察して今後に望を屬するものは自から燒けと爲りて愚を働くの時に非ざる可し我輩は其人々が篤と此邊の事情を解して昨非を改むるに吝ならず其言論を着實にし其擧動を穩當にし次第に一般の信用を得て他日の望を空ふせざらんみとを敢て勸告する者なり

官報

○達　各官廳

本月十一日ヨリ來ル九月十日マテ諸官員暑中休暇ヲ賜フ但明治七年（七月）第八十四號達ノ通心得ヘシ
休暇中内閣ニ於テハ要急事務ノ外ハ取扱ハサルヘシ

明治二十五年七月一日　内閣總理大臣伯爵松方正義

○遞信省告示第百五十四號

來ル十六日ヨリ備後國品治郡今津郵便局ヲ同郡松永村ニ移シ松永郵便局ト改稱ス

明治二十五年七月一日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第百五十五號

左記郵便電信局ニ於テ來ル十一日ヨリ歐文電報又ハ歐字及ヒ亞刺比亞數字ヲ記入シタル和文電報モ之ヲ取扱フ

明治二十五年七月一日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

下野國大田原郵便電信局　下野國栃木郵便電信局
周防國柳井郵便電信局　磐城國棚倉郵便電信局

雜報

○第三回の質問書　自由黨が小久保喜七氏外一名を除名せし件に付ては小久保氏と自由黨との間に二回迄質問答辨の往復ありしが小久保氏は之を以て足りとせず一昨日更に左の如き第三回の質問書を同黨に發したり

第三質問書

自分の除黨に付幾きに理由質問に及びしに其答辨茫漠として風を捕ふる如し茲に於て再質問せし所再答辨亦雲を捉むに似たり即ち貴黨の答辨前後二回共に余が質問せし趣意に添はず所謂見當違の答辨たり是れ畢竟余の旨意を會得せざるに坐するなるべしと信ずるを以て左に項を分ちて質問仕候

一　何の廉を以て除名せしや其廉を承知したし
二　貴黨は理由を說明せざるの內規あるや
三　自分にのみ理由を說明し能はざる乎

右三條質問仕候

六月二十九日　小久保喜七

自由黨幹事御中

○帝國事務局の贈進品　臨時博覽會事務局にては我が帝國事務局より米國政府の當路者へ贈進すべき美術品を新製する筈にて今度京都美術協會に托して特に同地の織物師若くは刺繡師十四名へ其製造を命じたる由なるが右の美術品は天鵞絨友染友染額、刺繡椅子張、同壁畫、其他種々の椅子張地、卓被等にて該製造工へは決して眼前の小利を得るに汲々たる無く充分に意匠を凝らして巧妙に製作し將來商品の販路を開くみとを注意すべき旨を論達したりと云ふ

○京都博物館　帝國博物館にて今度起工したる京都博物館は特撰を以て日本土木會社が十一萬八千五百餘圓にて其工事を受負ふ事と爲りしが同會社は向ふ千日間に之を成功せしめ若し其成功十八箇月間内に異狀あれば其責に任じ幾回にても之を修繕するの約定なりと云ふ

○水產豫察調査報告　北海道廳にては一兩年前より技師を各地へ派遣し全道沿海に於ける漁業上百般の實况を調査せしめ居りしが其調査も全く結了したるを以て今度北海道水產豫察調査報告と題して之を出版したる上各官衙等へ配附したるよし

○損害要償の裁判　兼て本紙に記せし如く淸國人王慯齋より濱野茂氏に係る一萬九千圓の損害金要求の裁判は一昨日東京地方裁判所に於て其第一回の公廷を開きたるが原告が證人として訊問を要求せし王氏の車夫は原告代言人の申立に依れば當日限りの日雇なれ共被害者より淸國公使館に具申せし始末書には自分所有の車にして車夫は常雇人なりとあるを以て證人に相成難き旨を言渡されしかば原告は來る四日迄に他の證人を差出すべしとて當日は閉廷したりと云ふ他の證人とは王氏が負傷せし當時を目擊したりと云ふ郵船會社の社員なりと云へり

○愛媛縣下の出水と山岳崩壞　去月二十六日附にて勝間田同縣知事より其筋への報告に因れば同二十日より二十二日迄の降雨にて河川出水、山岳崩壞の爲め被害の狀况左の如しと

本月二十日より同二十二日迄降雨歇ます爲めに縣下各河川何れも增水し喜多郡に沿ふ肱川の如きは溢水
し爲めに同郡大洲町人家
他半潰家一戸、橋梁の破
破壞五ヶ所、此延長二十
道路の破壞十二ヶ所、山
二十四日下浮穴郡砥部村
沿ひたる山林に長さ五十
じ一部は遂に崩壞し人家
あるを以て危險の虞ある
障害ある樹木は所有者へ
は通行を遮斷したるも有
にして且峻險の箇所なる
底崩壞は免れざるべし

○京都の大雨　京都にては
り雷鳴と共に車軸を流すが
之れが爲めに鴨川は俄に
、堀川、白川、高瀬川、藍染
堀川梅小路にては堤防決潰
の道路は左ながら川の如
たる所もありて溝蓄或は
條以南は最も甚しく其泥
りて雨始めて止みたれど
翌日は區吏員出張して井
ふたり又同日伏見町も同
來したりと云ふ

○京都奈良間の鐵道　同
の有志者は種々協議を爲
鐵道を敷設する時は利益
き豫定にて鐵道敷設法に
非共有志者中にて敷設せ
よしあれども伏見の有志
を希望し居ると淀川汽船
り兼ぬるよしなり

○窯業協會の規約　府下
を擴張して凡そ窯業に關
組織せんと目論見み居る
せしが兩三日前外神田福
假規則を調製し同協會の
會を開き及び競技會を開
を名譽贊助及通常の三種
するものは一箇年會費金
他細則等を規定し尙ほ昨
士の邸に會合して夫々の
なりと云ふ

○肥後天草郡の鰮漁業
穫せる鰮の用途に就て某
云ふを聞くに同地にて漁
して農業上に稗益を與ふ
用法に至りては未だ盡さ
新鮮の鰮を斐の如きもの
腐爛するに至りて之に汲
狀として直に培養の用に
きは毫も使用せしみとな
亘し畑は斜形をなし且土
斯る地に液體の肥料を用
第一運搬に不便にして其
を生肥とするの不利益な
に依り至要の肥料分を空
至要の肥料分を空耗する
みと能はざると又一般肥
競爭するみと能はず隨て